

大田区立道塚小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どこの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条規定、「いじめ防止のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学省大臣決定）及び「大田区いじめ基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立道塚小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

第1条 道塚小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の現実や、児童の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関連機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応等、いじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するために基本方針を定める。

第2条 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

第3条 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関連機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

① いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促す。

教育委員会や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係機関とも連携して取り組む。

② いじめられた児童を守る

学校はいじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等が送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。また、いじめた側の児童に対する理解を深め、改善を促す。

③ 児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも「言ったら自分もいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

④ 学校が一丸となって取り組む

学校はいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

⑤ 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関連機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめの問題解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該児童をいじめから保護する必要がある。また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第4条 学校における取組

1 学校基本方針の策定

本校は、法13条の規定に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

2 組織等の設置

(1) いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的に年3回程度以上実施する。必要があればこの限りではない。また、その際には学年主任、担任、専科教員等も必要に応じて委員会に加わる。

(2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区・教育委員会と連携し、速やかに、学校の基に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

3 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・いじめ防止教育プログラムのいじめ防止のための「学習プログラム」を活用した授業を各学級年3回以上行い、「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実等を推進しいじめを行わない態度を養う。
- ・児童会の企画委員会が主体となり、児童が「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・いじめ防止教育プログラムの「教員研修プログラム」を活用した校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上させる。
- ・セーフティー教室や生活指導朝会等を通してインターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・個人面談や教育相談、学校便りや学年便り等を通じた家庭との連携協力を強化する。
- ・日常的な会話や観察等を通して、児童の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。
- ・インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的な対応に資するため、児童に対する情報モラル教育の充実及び児童やその保護者に対する啓発活動を行う。

(2) 早期発見

- ・児童がいじめやいじめの兆候が見られた場合には教職員等に報告することで、自分も安全で楽しい学校生活が送れるということを指導し、児童が進んで情報を提供できるようにする。
- ・対話や観察を通して児童の発するいじめに関するサイン等を発見することに努める。
- ・年間2回、5月と11月に行う学習生活アンケート（いじめアンケート含む）及び6月に行う学校生活調査等で実態把握をするとともに、結果に応じて個人面談を行い児童がいじめについて訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・いじめに関する情報を金曜日の生活指導連絡会等で共有化する。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努め、情報があったら速やかに事実確認を行う。

・児童に対し、定期的に外部相談の窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口での相談に応じる方法があることを伝える。

(3) 早期対応

・いじめを発見した場合、速やかにいじめ防止対策委員会を招集し、組織的に対応する。

・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童に対して、教員同士の情報共有や積極的な声かけを行うとともに、保護者と緊密に連携して安全を確保する。

・いじめられた児童の状況を複数の教員できめ細かく把握し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

・いじめをした児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、スクールカウンセラーとの連携の下、いじめをした児童の保護者に、家庭で規範意識を養い、いじめをやめさせるように指導する。

・いじめの状況を把握した上で、いじめを見ていた児童に対していじめは法律で禁止されている行為であること、見て見ぬふりをするはいじめに加担することを指導し、行動の改善を促す。

・学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。

・関係機関や専門家と相談・連携して対応する。

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

・単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた児童が心身も苦痛を感じていないことが確認できなければ、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめられた児童及びいじめた児童について引き続き様子を注意深く観察する。

(4) 重大事態の対処

・いじめられた児童の状況を複数の教員できめ細かく把握し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。また、いじめを受けたことによる心理ストレスを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、いじめを受けた児童やその保護者のケアをする。

・いじめを知らせてきた児童に対して、教員同士の情報共有や積極的な声かけを行うとともに、保護者と緊密に連携して安全を確保する。

・いじめを見ていた児童に対していじめは法律で禁止されている行為であること、見て見ぬふりをするはいじめに加担することを指導し、行動が改善されるように指導を徹底する。

・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。

・関係機関や専門家との相談・連携による対処を行う。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携により対処を行う。
- ・重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。